

令和 2 年 第 3 回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和 2 年 3 月 2 6 日（木） 1 3 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分（予定）

2 場 所：金沢市庁舎 2 階 2 0 1 会議室

3 審議等

	頁
議案第 6 号 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について (教育総務課)・・・	1
議案第 7 号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について (教育総務課)・・・	4
議案第 8 号 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について (教育総務課)・・・	1 0
議案第 9 号 金沢市教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)・・・	2 5
議案第 1 0 号 金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について (教育プラザ)・・・	3 1
議案第 1 1 号 金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正について (学校職員課)・・・	3 7
議案第 1 2 号 金沢市学校運営協議会規則の一部改正について (学校職員課)・・・	4 2
議案第 1 3 号 金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校 管理規則の一部改正について (学校職員課)・・・	4 6
報告第 5 号 田上校下新小学校建設事業の概要について (教育総務課)・・・	5 0
報告第 6 号 新たな学校給食調理場再整備計画の概要について (教育総務課)・・・	5 2
報告第 7 号 金沢市特別支援教育指針の改定について（経過報告） (学校指導課)・・・	5 5
報告第 8 号 令和元年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について (学校指導課)・・・	5 7

その他

- (1) 金沢市立工業高等学校の活動状況について（令和元年 10 月～令和 2 年 3 月）
- (2) 「こども金沢市史」（改訂 2 版）の発刊について
- (3) 次回の定例会議の日程について

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の
一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について

第8類第1章第1節

改正理由

地方自治法等の一部を改正する法律の制定による地方自治法の一部改正（平成29年6月9日公布、令和2年4月1日施行）に伴い、関係規定を改正する。

改正内容

監査委員の権限の強化等に伴う規定の整理

地方自治法 第199条第12項 → 第199条第14項若しくは第15項

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「第199条第12項」を「第199条第14項若しくは第15項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(教育長専決事項)</p> <p>第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。</p> <p>(5) 学級編制に関すること。</p> <p>(6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。</p> <p>(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項若しくは第15項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。</p> <p>(8) 告示、公告その他の公示に関すること（前条第15号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。</p> <p>(10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(教育長専決事項)</p> <p>第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。</p> <p>(5) 学級編制に関すること。</p> <p>(6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。</p> <p>(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。</p> <p>(8) 告示、公告その他の公示に関すること（前条第15号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。</p> <p>(10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。</p>

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の
一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

教育プラザの組織及び各係の分掌事務を改正する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「研修相談センター」を「学校教育センター」に改める。

第4条の表中「教職員及び保育職員」を「学校教育に携わる職員」に、「並びに教育相談」を「及び学校教育に係る相談」に改める。

第7条の表中

「

研修相談 センター	研修係	1 教職員の研修に関する事項 2 保育職員の研修の実施に関する事項 3 学校教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
	教育相談係	1 教育相談に関する事項

を

」

学校教育 センター	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	に
	教育相談係	1 学校教育に係る相談に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現行		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>		
部等	課等	係	部等	課等	係
学校教育部	教育総務課	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係	学校教育部	教育総務課	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係
	教育施設等整備室			教育施設等整備室	
	学校職員課	学校職員係		学校職員課	学校職員係
	学校指導課	企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係		学校指導課	企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係
	生徒指導支援室			生徒指導支援室	
生涯学習部	生涯学習課	企画庶務係 地域教育係	生涯学習部	生涯学習課	企画庶務係 地域教育係
	家庭教育振興室 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 長土堀青少年交流			家庭教育振興室 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 長土堀青少年交流	

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

	センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	図書館総務係
教育プラザ	地域教育センター 少年育成支援室 学校教育センター	地域教育係 研修係 教育相談係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する部等、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、課等に課長補佐等を置くことができる。

（各部等の分掌事務）

第4条 各部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等	分掌事務
学校教育部	1 教育委員会の会議に関する事項 2 職員の人事、服務等に関する事項 3 文書及び財産に関する事項 4 学校教育に関する事項 5 健康教育に関する事項 6 他部の所管に属しない事項
生涯学習部	1 生涯学習に関する事項
教育プラザ	1 地域における子どもの育成の支援に関する事項 2 学校教育に携わる職員 の資質の向上 及び学校教育に係る相談 に関する事項

	センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	図書館総務係
教育プラザ	地域教育センター 少年育成支援室 研修相談センター	地域教育係 研修係 教育相談係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する部等、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、課等に課長補佐等を置くことができる。

（各部等の分掌事務）

第4条 各部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等	分掌事務
学校教育部	1 教育委員会の会議に関する事項 2 職員の人事、服務等に関する事項 3 文書及び財産に関する事項 4 学校教育に関する事項 5 健康教育に関する事項 6 他部の所管に属しない事項
生涯学習部	1 生涯学習に関する事項
教育プラザ	1 地域における子どもの育成の支援に関する事項 2 教職員及び保育職員 の資質の向上 並びに教育相談 に関する事項

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

（教育プラザの各課等の分掌事務）

第7条 教育プラザの各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
地域教育センター	地域教育係	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項
	少年育成支援室	1 青少年の健全育成に関する事項 2 少年の補導に関する事項
学校教育センター	研修係	1 学校教育に携わる職員 の研修に関する事項（削る。） 2 学校教育_____に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
	教育相談係	1 学校教育に係る相談 に関する事項

（教育プラザの各課等の分掌事務）

第7条 教育プラザの各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
地域教育センター	地域教育係	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項
	少年育成支援室	1 青少年の健全育成に関する事項 2 少年の補導に関する事項
研修相談センター	研修係	1 教職員 _____の研修に関する事項 2 保育職員の研修の実施に関する事項 3 学校教育 及び保育 に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
	教育相談係	1 教育相談 _____に関する事項

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

会計年度任用職員制度の導入等及び行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 会計年度任用職員制度の導入等に伴う専決区分の見直し
 - 臨時的任用職員の任免に関する専決区分を、所管課長から教育長に引上げ
- 2 行政組織の見直しに伴う専決区分の見直し
 - (1) 研修相談センター → 学校教育センター
 - (2) 保育職員の研修の実施に関する事務を、市長部局へ移管し、用語を整理

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号及び第5条第5項中「研修相談センター」を「学校教育センター」に改める。

別表第2中

「

教育総務課	1 臨時的任用職員（学校及び共同調理場の臨時的任用職員を除く。）の任免			○		
	2 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		

4	職員（学校職員等を除く。） の部分休業の承認			○		
5	職員（学校職員等を除く。） の自己啓発等休業の承認			○		
6	職員（学校職員等を除く。） の配偶者同行休業の承認			○		
7	職員（学校職員等を除く。） の職務専念義務の免除			○		
8	職員（学校職員等を除く。） の病気休暇、特別休暇、介護休 暇及び介護時間の承認			○		
9	職員（学校職員等を除く。） の職務外職務の従事許可及び営 利企業等の従事又は経営の許可					
10	職員証及び履歴の証明の発行			○		
11	職員（学校職員等を除く。） の欠勤の処理			○		
12	職員（学校職員等を除く。） の人事記録の整理			○		
13	地方公務員法第38条の2第6 項第6号の規定に基づく承認 （離職した日に学校職員等であ った者に係るものを除く。）			○		
14	文書の収発記号の決定			○		
15	小学校及び中学校の施設及び 設備の目的外使用の許可等			○		
16	児童及び生徒の入学及び転学 に関すること。			○		
17	児童及び生徒の就学の指定及			○		

	び区域外就学に関すること。					
学校職員課	1 臨時的任用職員（学校及び共同調理場の臨時的任用職員に限る。）の任免			○		
	2 学校職員等の育児休業の承認			○		
	3 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○		
	4 学校職員等の部分休業の承認			○		
	5 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○		
	6 学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
	7 学校職員等の職務専念義務の免除			○		
	8 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	9 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
	10 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		

を

11	校長の県外出張命令又は3日以上の県内出張命令の承認			○		
12	学校職員等の欠勤の処理			○		
13	学校職員等の人事記録等の整理			○		
14	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
15	学校職員等の健康診断に関すること。			○		
16	地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものに限る。）			○		

」

「

教育総務課	1	職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	2	職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	3	職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
	4	職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		
	5	職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
	6	職員（学校職員等を除く。）			○		

	の職務専念義務の免除				
	7 職員（学校職員等を除く。） の病気休暇、特別休暇、介護休 暇及び介護時間の承認			○	
	8 職員（学校職員等を除く。） の職務外職務の従事許可及び営 利企業等の従事又は経営の許可				
	9 職員証及び履歴の証明の発行			○	
	10 職員（学校職員等を除く。） の欠勤の処理			○	
	11 職員（学校職員等を除く。） の人事記録の整理			○	
	12 地方公務員法第38条の2第6 項第6号の規定に基づく承認 （離職した日に学校職員等であ った者に係るものを除く。）			○	
	13 文書の収発記号の決定			○	
	14 小学校及び中学校の施設及び 設備の目的外使用の許可等			○	
	15 児童及び生徒の入学及び転学 に関すること。			○	
	16 児童及び生徒の就学の指定及 び区域外就学に関すること。			○	
学校職員課	1 学校職員等の育児休業の承認			○	
	2 学校職員等の育児短時間勤務 の承認			○	
	3 学校職員等の部分休業の承認			○	
	4 学校職員等の自己啓発等休業 の承認			○	

に、

5	学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
6	学校職員等の職務専念義務の免除			○		
7	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
8	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
9	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		
10	校長の県外出張命令又は3日以上以上の県内出張命令の承認			○		
11	学校職員等の欠勤の処理			○		
12	学校職員等の人事記録等の整理			○		
13	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
14	学校職員等の健康診断に関すること。			○		

	15 地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づく承認 (離職した日に学校職員等であった者に係るものに限る。)			○		
--	---	--	--	---	--	--

「教育プラザ富樫」を「教育プラザ」に、

「

研修相談センター	1 教職員及び保育職員の研修の実施に関する事。			○		
----------	-------------------------	--	--	---	--	--

を

「

学校教育センター	1 学校教育に携わる職員の研修の実施に関する事。			○		
----------	--------------------------	--	--	---	--	--

に

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。</p> <p>(4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。</p> <p>(6) 部 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する部及び教育プラザをいう。</p> <p>(7) 課 規則に規定する課、地域教育センター及び学校教育センター並びに市立工業高等学校をいう。</p> <p>(8) 教育次長 規則に規定する教育次長をいう。</p> <p>(9) 部長 部の長をいう。</p> <p>(10) 課長 課の長（市立工業高等学校にあつては、事務局長）をいう。</p> <p>第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育次長がそ</p>	<p>第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。</p> <p>(4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。</p> <p>(6) 部 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する部及び教育プラザをいう。</p> <p>(7) 課 規則に規定する課、地域教育センター及び研修相談センター並びに市立工業高等学校をいう。</p> <p>(8) 教育次長 規則に規定する教育次長をいう。</p> <p>(9) 部長 部の長をいう。</p> <p>(10) 課長 課の長（市立工業高等学校にあつては、事務局長）をいう。</p> <p>第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育次長がそ</p>

の職務（金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。）を代理する。

第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び部長の合議並びに教育次長を経て教育長の決裁を受けなければならない。

第5条 教育長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。

2 教育長及び教育次長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、教育次長が欠けたときは、所管部長がその事務を代決する。

3 教育次長が不在のとき、又は教育次長が欠けたときは、所管部長がその事務を代決する。

4 所管部長が不在のとき、又は所管部長が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。

5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあつては当該事務を担当する課長補佐、地域教育センター及び**学校教育センター**にあつては所長補佐、市立工業高等学校にあつては事務局長補佐）がその事務を代決する。

第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

第7条 代決した事項については、施行後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。

- (1) 重要又は異例に属する事項
- (2) 規定の解釈上疑義のある事項

の職務（金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。）を代理する。

第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び部長の合議並びに教育次長を経て教育長の決裁を受けなければならない。

第5条 教育長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。

2 教育長及び教育次長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、教育次長が欠けたときは、所管部長がその事務を代決する。

3 教育次長が不在のとき、又は教育次長が欠けたときは、所管部長がその事務を代決する。

4 所管部長が不在のとき、又は所管部長が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。

5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあつては当該事務を担当する課長補佐、地域教育センター及び**研修相談センター**にあつては所長補佐、市立工業高等学校にあつては事務局長補佐）がその事務を代決する。

第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

第7条 代決した事項については、施行後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。

- (1) 重要又は異例に属する事項
- (2) 規定の解釈上疑義のある事項

- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 上司の指示により起案した事項
- (5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項
- (6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 教育次長、部長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 前条に規定する場合における市立工業高等学校の所管部長は、学校教育部長とする。

別表第2（第9条関係）

各部課個別専決事項

部課名	専決事項	専決区分等				
		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
教育総務課	(削る。)					
	1 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	2 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の部			○		

- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 上司の指示により起案した事項
- (5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項
- (6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 教育次長、部長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 前条に規定する場合における市立工業高等学校の所管部長は、学校教育部長とする。

別表第2（第9条関係）

各部課個別専決事項

部課名	専決事項	専決区分等				
		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
教育総務課	1 臨時的任用職員（学校及び共同調理場の臨時的任用職員を除く。）の任免			○		
	2 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	4 職員（学校職員等を除く。）の部			○		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	分休業の承認				
4	職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○	
5	職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○	
6	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○	
7	職員（学校職員等を除く。）の病欠休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○	
8	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○	
9	職員証及び履歴の証明の発行			○	
10	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○	
11	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○	
12	地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○	
13	文書の収発記号の決定			○	
14	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○	
15	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○	

	分休業の承認				
5	職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○	
6	職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○	
7	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○	
8	職員（学校職員等を除く。）の病欠休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○	
9	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○	
10	職員証及び履歴の証明の発行			○	
11	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○	
12	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○	
13	地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○	
14	文書の収発記号の決定			○	
15	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○	
16	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○	

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	16 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事			○		
学校職員課	(削る。)					
	1 学校職員等の育児休業の承認			○		
	2 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○		
	3 学校職員等の部分休業の承認			○		
	4 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○		
	5 学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
	6 学校職員等の職務専念義務の免除			○		
	7 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	8 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
9 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○			

	17 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事			○		
学校職員課	1 臨時的任用職員（学校及び共同調理場の臨時的任用職員に限る。）の任免			○		
	2 学校職員等の育児休業の承認			○		
	3 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○		
	4 学校職員等の部分休業の承認			○		
	5 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○		
	6 学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
	7 学校職員等の職務専念義務の免除			○		
	8 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	9 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
	10 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	10	校長の県外出張命令又は3日以上 の県内出張命令の承認			○				
	11	学校職員等の欠勤の処理			○				
	12	学校職員等の人事記録等の整理			○				
	13	学校職員等（県費負担教職員に限 る。）の休暇及び育児休業に係る講 師の任用の内申		○					
	14	学校職員等の健康診断に関するこ と。			○				
	15	地方公務員法第38条の2第6項第 6号の規定に基づく承認（離職した 日に学校職員等であった者に係るも のに限る。）			○				
学校指導 課	1	児童及び生徒の就学（就学の指定 及び区域外就学を除く。）及び出席 の督促に関すること。			○				
	2	修学旅行の承認			○				
	3	児童及び生徒の成績品の出品に関 すること。			○				
	4	児童及び生徒の健康診断に関する こと。			○				
生涯学習 課	1	青少年野外体験施設の使用承認等			○				
	2	学校施設の開放校に指定された小 学校及び中学校の利用団体の登録等			○				
	3	中央公民館の使用承認等				○			
	4	キゴ山ふれあい研修センターの使 用承認等				○			
	11	校長の県外出張命令又は3日以上 の県内出張命令の承認				○			
	12	学校職員等の欠勤の処理				○			
	13	学校職員等の人事記録等の整理				○			
	14	学校職員等（県費負担教職員に限 る。）の休暇及び育児休業に係る講 師の任用の内申		○					
	15	学校職員等の健康診断に関するこ と。				○			
	16	地方公務員法第38条の2第6項第 6号の規定に基づく承認（離職した 日に学校職員等であった者に係るも のに限る。）				○			
学校指導 課	1	児童及び生徒の就学（就学の指定 及び区域外就学を除く。）及び出席 の督促に関すること。				○			
	2	修学旅行の承認				○			
	3	児童及び生徒の成績品の出品に関 すること。				○			
	4	児童及び生徒の健康診断に関する こと。				○			
生涯学習 課	1	青少年野外体験施設の使用承認等				○			
	2	学校施設の開放校に指定された小 学校及び中学校の利用団体の登録等				○			
	3	中央公民館の使用承認等					○		
	4	キゴ山ふれあい研修センターの使 用承認等					○		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	5	長土塀青少年交流センターの使用承認等				○	
地域教育センター	1	地域教育センターの体育館の使用承認等			○		
	2	教育プラザ の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
	3	学習用教材の使用承認等			○		
	4	少年の補導の実施に関すること。			○		
学校教育センター	1	学校教育に携わる職員 の研修の実施に関すること。			○		
	2	教育資料の使用承認等			○		

備考

- この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。
- 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長及び長土塀青少年交流センター所長をいう。

	5	長土塀青少年交流センターの使用承認等				○	
地域教育センター	1	地域教育センターの体育館の使用承認等			○		
	2	教育プラザ富樫 の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
	3	学習用教材の使用承認等			○		
	4	少年の補導の実施に関すること。			○		
研修相談センター	1	教職員及び保育職員 の研修の実施に関すること。			○		
	2	教育資料の使用承認等			○		

備考

- この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。
- 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長及び長土塀青少年交流センター所長をいう。

金沢市教育委員会公印規則の一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号を次のように改める。

(15) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印

別表教育プラザ研修相談センター所長印の項を次のように改める。

教育プラザ学校 教育センター所 長印	方20	てん書	所長名をもって する文書	学校教育セ ンター所長	1	<table border="1"><tr><td>金 沢 市 教 育 プ ラ ザ 学 校 教 育 セ ン タ ー 所 長 印</td></tr></table>	金 沢 市 教 育 プ ラ ザ 学 校 教 育 セ ン タ ー 所 長 印
金 沢 市 教 育 プ ラ ザ 学 校 教 育 セ ン タ ー 所 長 印							

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市長土堀青少年交流センター所長印</p> <p>(7) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(8) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p>(9) 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p>(10) 金沢市立工業高等学校印</p> <p>(11) 金沢市立工業高等学校長印</p> <p>(12) 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p>(13) 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p>(14) 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印</p> <p>(15) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p>	<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市長土堀青少年交流センター所長印</p> <p>(7) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(8) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p>(9) 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p>(10) 金沢市立工業高等学校印</p> <p>(11) 金沢市立工業高等学校長印</p> <p>(12) 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p>(13) 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p>(14) 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印</p> <p>(15) 金沢市教育プラザ研修相談センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p>

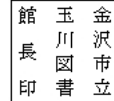
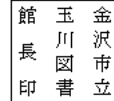
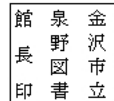
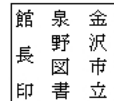
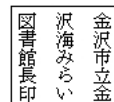
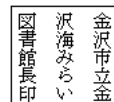
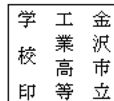
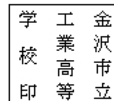
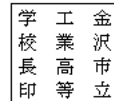
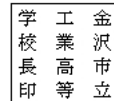
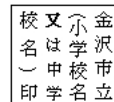
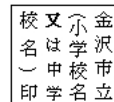
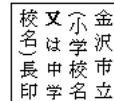
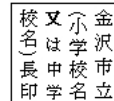
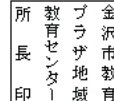
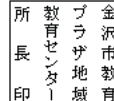
別表（第2条関係）

公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1	
	方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1	
金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	
金沢市長土堀青少年交流センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	長土堀青少年交流センター所長	1	

別表（第2条関係）

公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1	
	方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1	
金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	
金沢市長土堀青少年交流センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	長土堀青少年交流センター所長	1	

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	玉川図書館長	1		金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	玉川図書館長	1	
金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	泉野図書館長	1		金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	泉野図書館長	1	
金沢市立金沢海みらい図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい図書館長	1		金沢市立金沢海みらい図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい図書館長	1	
金沢市立工業高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1		金沢市立工業高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1	
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1			方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1	
金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1		金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	
金沢市立（小学校名又は中学校名）印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1		金沢市立（小学校名又は中学校名）印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1	
金沢市立（小学校名又は中学校名）長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1		金沢市立（小学校名又は中学校名）長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1	
教育プラザ地域教育センター一所长印	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター一所长	1		教育プラザ地域教育センター一所长印	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター一所长	1	

教育プラザ学 校教育センタ ー所長印	方20	てん書	所長名をもつてす る文書	学校教育セ ンター所長	1	※下記参照	教育プラザ研 修相談センタ ー所長印	方20	てん書	所長名をもつてす る文書	研修相談セ ンター所長	1	※下記参照
別記様式（第4条関係） （略）							別記様式（第4条関係） （略）						

ひな型

改正案	現 行																																																
<table border="1"> <tr> <td>所</td> <td>教</td> <td>プ</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>育</td> <td>育</td> <td>ラ</td> <td>沢</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>セ</td> <td>ザ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ン</td> <td>学</td> <td>教</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タ</td> <td>校</td> <td>育</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所	教	プ	金	育	育	ラ	沢	長	セ	ザ	市		ン	学	教		タ	校	育	印	ー			<table border="1"> <tr> <td>所</td> <td>相</td> <td>プ</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>談</td> <td>ラ</td> <td>沢</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>セ</td> <td>ザ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ン</td> <td>研</td> <td>教</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タ</td> <td>修</td> <td>育</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所	相	プ	金		談	ラ	沢	長	セ	ザ	市		ン	研	教		タ	修	育	印	ー		
所	教	プ	金																																														
育	育	ラ	沢																																														
長	セ	ザ	市																																														
	ン	学	教																																														
	タ	校	育																																														
印	ー																																																
所	相	プ	金																																														
	談	ラ	沢																																														
長	セ	ザ	市																																														
	ン	研	教																																														
	タ	修	育																																														
印	ー																																																

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について

第8類第2章

改正理由

金沢市教育プラザ条例の一部改正（令和元年度金沢市議会3月定例会議会上程、令和2年4月1日施行予定）に伴い、所要の改正を行う。

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「こども総合相談センター」を「こども相談センター」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第2条 金沢市教育プラザ（<u>こども相談センター</u>を除く。以下「教育プラザ」という。）の開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 教育プラザの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。</p> <p>(体育館の使用の手続)</p> <p>第4条 地域教育センターの体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3箇月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 教育委員会は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。</p> <p>4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したとき</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第2条 金沢市教育プラザ（<u>こども総合相談センター</u>を除く。以下「教育プラザ」という。）の開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 教育プラザの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。</p> <p>(体育館の使用の手続)</p> <p>第4条 地域教育センターの体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3箇月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 教育委員会は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。</p> <p>4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したとき</p>

は、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。

（使用料の減免）

第5条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとする者は、金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（学習用教材の貸出し等）

第6条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

- (1) ビデオ再生装置及びビデオテープ
- (2) 16ミリ映写機及び映画フィルム
- (3) スライド映写機及びスライドフィルム
- (4) 前各号に掲げる物のほか、教育委員会が定める物

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）その他教育委員会が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、教育委員会が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

（入所の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 教育プラザの施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（金沢市教育プラザ運営委員会）

は、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。

（使用料の減免）

第5条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとする者は、金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（学習用教材の貸出し等）

第6条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

- (1) ビデオ再生装置及びビデオテープ
- (2) 16ミリ映写機及び映画フィルム
- (3) スライド映写機及びスライドフィルム
- (4) 前各号に掲げる物のほか、教育委員会が定める物

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）その他教育委員会が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、教育委員会が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

（入所の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 教育プラザの施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（金沢市教育プラザ運営委員会）

第8条 金沢市教育プラザの運営及び活動に関する計画について協議するため、金沢市教育プラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 教育関係団体を代表する者

(2) 児童福祉関係団体を代表する者

(3) 知識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(少年補導員)

第9条 地域教育センターの補導に関する活動を実施するため、少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。

2 補導員は、業務計画に基づいて、補導が必要であると認められる少年の早期発見及び早期補導を行う業務（以下「補導業務」という。）を担当する。

3 補導員は、教育委員会に所属する職員のうちから、教育委員会が任命する。

4 補導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補導員に欠員を生じた場合における補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 補導員は、補導業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 補導員は、補導業務に従事するときは、補導員証（様式第4号）を携帯するものとする。

(雑則)

第8条 金沢市教育プラザの運営及び活動に関する計画について協議するため、金沢市教育プラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 教育関係団体を代表する者

(2) 児童福祉関係団体を代表する者

(3) 知識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(少年補導員)

第9条 地域教育センターの補導に関する活動を実施するため、少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。

2 補導員は、業務計画に基づいて、補導が必要であると認められる少年の早期発見及び早期補導を行う業務（以下「補導業務」という。）を担当する。

3 補導員は、教育委員会に所属する職員のうちから、教育委員会が任命する。

4 補導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補導員に欠員を生じた場合における補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 補導員は、補導業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 補導員は、補導業務に従事するときは、補導員証（様式第4号）を携帯するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の
一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正について

第8類第1章第3節

改正理由

金沢市立工業高等学校における人事評価制度の見直しに伴い、人事評価の結果の開示等に関する規定を整備する。

改正内容

人事評価の結果の開示及び苦情への対応に関する規定の追加

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（人事評価の結果の開示）

第9条 被評価者の人事評価の結果は、別に定めるところにより、当該被評価者に対し開示するものとする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（苦情への対応）

第10条 前条の規定に基づき開示された人事評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情については、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、金沢市立学校職員のうち、市費負担職員（以下「職員」という。）の人事評価の実施について定めるものとする。</p> <p>(人事評価の実施の範囲)</p> <p>第2条 人事評価は、金沢市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除き、全ての職員について実施するものとする。</p> <p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 人事評価は、定期評価及び条件評価とする。</p> <p>2 定期評価は、毎年2回定期に実施する。</p> <p>3 条件評価は、条件付採用の期間中の職員について、当該職員の条件付採用の期間開始後4か月又は10か月を経過した日に実施するものとする。</p> <p>(実施の時期の特例)</p> <p>第4条 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により公正な評価を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評価又は条件評価の実施の時期を変更することができる。</p> <p>(人事評価の期間)</p> <p>第5条 評価に当たって考慮する勤務期間は、教育長が特に指定する場合を除き、前回の人事評価の時期から当該評価の時期までとする。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p>第6条 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）及びその評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、金沢市立学校職員のうち、市費負担職員（以下「職員」という。）の人事評価の実施について定めるものとする。</p> <p>(人事評価の実施の範囲)</p> <p>第2条 人事評価は、金沢市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除き、全ての職員について実施するものとする。</p> <p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 人事評価は、定期評価及び条件評価とする。</p> <p>2 定期評価は、毎年2回定期に実施する。</p> <p>3 条件評価は、条件付採用の期間中の職員について、当該職員の条件付採用の期間開始後4か月又は10か月を経過した日に実施するものとする。</p> <p>(実施の時期の特例)</p> <p>第4条 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により公正な評価を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評価又は条件評価の実施の時期を変更することができる。</p> <p>(人事評価の期間)</p> <p>第5条 評価に当たって考慮する勤務期間は、教育長が特に指定する場合を除き、前回の人事評価の時期から当該評価の時期までとする。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p>第6条 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）及びその評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。</p>

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）新旧対照表

被評価者	一次評価者	二次評価者	調整者
校長	学校職員課長		教育長
副校長及び教頭	校長	学校職員課長	教育長
校長、副校長及び教頭以外の職員	副校長又は教頭	校長	教育長

2 評価者及び調整者は、教育長の定める人事評価書によって評価又は調整を行うものとする。

（人事評価書の効力）

第7条 人事評価書は、当該人事評価書の作成後新たに人事評価書が作成されるまでの間における当該職員の勤務成績を示すものとする。

（人事評価書の保管）

第8条 人事評価書は、教育長が保管するものとする。

（人事評価の結果の開示）

第9条 被評価者の人事評価の結果は、別に定めるところにより、当該被評価者に対し開示するものとする。

（苦情への対応）

第10条 前条の規定に基づき開示された人事評価の結果に関する職員の苦情その他の人事評価に関する職員の苦情については、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

被評価者	一次評価者	二次評価者	調整者
校長	学校職員課長		教育長
副校長及び教頭	校長	学校職員課長	教育長
校長、副校長及び教頭以外の職員	副校長又は教頭	校長	教育長

2 評価者及び調整者は、教育長の定める人事評価書によって評価又は調整を行うものとする。

（人事評価書の効力）

第7条 人事評価書は、当該人事評価書の作成後新たに人事評価書が作成されるまでの間における当該職員の勤務成績を示すものとする。

（人事評価書の保管）

第8条 人事評価書は、教育長が保管するものとする。

（人事評価書の非公開）

第9条 人事評価書は、公開しない。

（新設）

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）新旧対照表

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教育委規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教育委規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市学校運営協議会規則の一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市学校運営協議会規則の一部改正について

第 8 類第 2 章

改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年5月17日公布、令和2年4月1日施行）に伴い、関係規定を改正する。

改正内容

引用条項の整理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6 → 第47条の5

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

金沢市学校運営協議会規則（平成28年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市学校運営協議会規則（平成28年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の目的)</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者の意見を聴くものとする。</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の目的)</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者の意見を聴くものとする。</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作</p>

成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校経営計画に関する事。
- (3) その他対象学校の校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項に関する事。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(組織等)

第8条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が適当であると認める者

(以下、略)

成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校経営計画に関する事。
- (3) その他対象学校の校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項に関する事。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(組織等)

第8条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が適当であると認める者

(以下、略)

金沢市立小学校、中学校管理規則及び
金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正
について

第8類第2章

改正理由

職員の勤務時間の状況を把握する方法として、退勤時刻の記録に関する規定等を整備する。

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

(金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正)

第1条 金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項ただし書中「あつては」の次に「、出勤したとき又は退勤するときは」を、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条第2項中「出勤簿」を「職員の勤務時間の状況を把握するための出勤簿」に改める。

(金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正)

第2条 金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項ただし書中「あつては」の次に「、出勤したとき又は退勤するときは」を、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条第2項中「出勤簿」を「職員の勤務時間の状況を把握するための出勤簿」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

【第1条関係】金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第16条 学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、事務職員その他の必要な職員（以下「職員」という。）を置く。</p> <p>(出勤簿等)</p> <p>第24条 職員は、定刻前に出勤し、出勤後直ちに出勤簿に署名しなければならない。ただし、出勤簿によらない職員にあつては、出勤したとき又は退勤するときは、職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない。</p> <p>2 職員の勤務時間の状況を把握するための出勤簿その他の出勤の記録等の整理の要領については、教育長が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第16条 学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、事務職員その他の必要な職員（以下「職員」という。）を置く。</p> <p>(出勤簿等)</p> <p>第24条 職員は、定刻前に出勤し、出勤後直ちに出勤簿に署名しなければならない。ただし、出勤簿によらない職員にあつては_____、職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して出勤時刻_____を記録しなければならない。</p> <p>2 _____出勤簿その他の出勤の記録等の整理の要領については、教育長が別に定める。</p>

【第2条関係】金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市立工業高等学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第17条 学校には、次の職員（以下「職員」という。）を置く。</p> <p>(1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、実習教諭、講師、実習助手、技術員（以下「教職員」という。）</p> <p>(2) 事務職員その他の必要な職員（以下「事務職員等」という。）</p> <p>(出勤簿等)</p> <p>第26条 職員は、定刻前に出勤し、出勤後直ちに出勤簿に署名しなければならない。ただし、出勤簿によらない職員にあつては、出勤したとき又は退勤するときは、職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない。</p> <p>2 職員の勤務時間の状況を把握するための出勤簿その他の出勤の記録等の整理の要領については、教育長が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市立工業高等学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第17条 学校には、次の職員（以下「職員」という。）を置く。</p> <p>(1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、実習教諭、講師、実習助手、技術員（以下「教職員」という。）</p> <p>(2) 事務職員その他の必要な職員（以下「事務職員等」という。）</p> <p>(出勤簿等)</p> <p>第26条 職員は、定刻前に出勤し、出勤後直ちに出勤簿に署名しなければならない。ただし、出勤簿によらない職員にあつては_____、職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して出勤時刻_____を記録しなければならない。</p> <p>2 _____出勤簿その他の出勤の記録等の整理の要領については、教育長が別に定める。</p>

田上校下新小学校建設事業の概要について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

田上校下新小学校建設事業の概要について

1 基本設計における施設の特徴

(1) 想像力を育む活力ある学習環境の創出

- ・校舎の中央に中庭を配置し、児童が過ごしやすく好奇心や想像力を膨らませる開放的な環境を整備
- ・多様な学習形態に対応可能なオープンスペースを2階と3階に整備

(2) 安全・安心な教育環境の整備と防災機能強化

- ・普通教室は2階以上に配置するとともに、PTAや地域の活動等において、児童と利用者の動線が交差しないように施設の配置を工夫
- ・施設内に備蓄倉庫を設けるとともに、各階に多目的トイレを整備

(3) 木のぬくもりや自然を感じ、地域への愛情や誇りを育む学校づくり

- ・教室間の間仕切りや廊下など、校舎にはふんだんに木材を使用し、木のぬくもりを感じながら集中して学習に取り組める快適な環境を整備
- ・周辺の山々など、恵まれた自然環境を身近に感じとれるよう、普通教室は南側のグラウンド向きに配置し、美しい眺望景観と明るい教室空間を確保

2 新校舎・体育館の概要

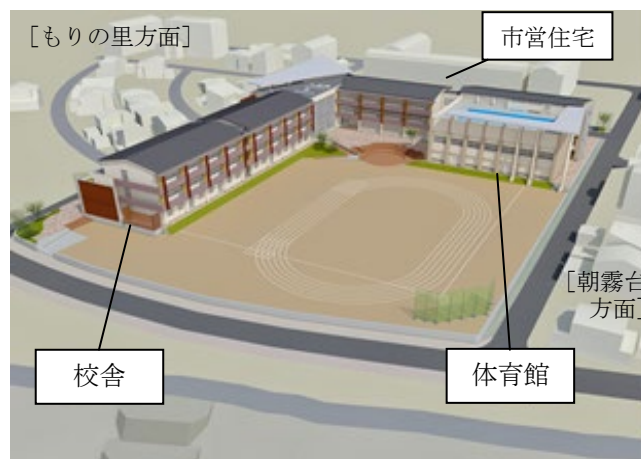
- (1) 設置場所 金沢市田上本町4丁目地内
- (2) 敷地面積 約16,000㎡
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造3階建
- (4) 延床面積 約8,900㎡

※県の浅野川洪水浸水想定区域図による敷地内の河岸浸食想定区域を考慮し、建物を配置

3 今後の予定

- (1) 実施設計、地質調査等 令和2年度
- (2) 校舎等新築工事 令和3～4年度

完成イメージ



新たな学校給食調理場再整備計画の概要について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

新たな学校給食調理場再整備計画の概要について

1 背景と目的

今後の学校給食の適正な実施を図るため、平成 22 年 10 月に金沢市学校給食調理場再整備計画（以下「現計画」）を策定し、順次、調理場施設の再整備を図ってきたが、策定から約 10 年が経過し、児童生徒数の減少や偏在化、施設の老朽化等、調理場を取り巻く環境が変化する中、現計画の方向性を踏まえ、新たな学校給食調理場再整備計画（以下「新計画」）を策定する。

2 現計画の実施状況

- ・小立野共同調理場の改築・・・平成 24 年度に対応
- ・戸板小単独調理場の廃止・・・平成 25 年度に対応
- ・大規模共同調理場の設置・・・未実施（鞍月共同調理場の代替調理・単独調理場等の統合）

3 学校給食調理場の現状と課題

（共同調理場 13 施設、単独調理場 4 施設）

令和元年度末現在

規模	調理場名	施設経過年数	備考
大規模共同調理場 (5,000 食以上)	東部共同調理場	12 年(H19)	・小学校 6 校、中学校 6 校分を調理 ・最新の衛生管理設備
中規模共同調理場 (2,000～5,000 食)	泉野、緑、西南部、 中央、鞍月、西部、 北部共同調理場	16～40 年程度	・一部の施設で老朽化が進行 ・鞍月共調は築 40 年、未耐震施設 ・衛生管理水準の向上が必要だが、学校併設施設 や敷地面積が狭隘な施設では、現位置での増改 築等は困難
小規模共同調理場 (2,000 食以下)	米泉、粟崎、森本、 扇台、小立野共同 調理場	36～47 年程度 (小立野以外)	・老朽化が進行 ・衛生管理水準の向上が必要だが、学校併設施設 であるため、敷地面積等から困難
単独調理場	富樫、三馬、 伏見台、太徳	44～49 年程度	・老朽化が著しい ・衛生管理水準の向上が必要だが、学校併設施設 であることから、現位置での増改築等は困難

.....は施設の耐用年数 31 年超、.....は調理業務を委託化

(1) 調理場施設について

- 共同調理場、単独調理場、計 17 施設のうち 12 施設（約 70%）が建築後 31 年以上経過し、老朽化が進行。
- 学校併設の共同調理場や単独調理場では、敷地面積に限りがあり、調理作業に必要なスペースも十分ではなく、今後求められる高度な衛生管理基準を備えた施設整備や、調理員等の作業環境向上を図っていくことが困難。
- 衛生管理上望ましいドライシステムは 5 共同調理場で整備されているが、他の調理場では、調理作業においてドライ運用等を行うことにより衛生基準を確保。今後の施設整備にあたっては、より高度な衛生管理基準の下での給食調理を図っていくことが必要。
- 未耐震施設である鞍月共同調理場は、現計画においては、改築することとしているが、求められる衛生管理水準を満たす整備を行い、必要となる調理食数を確保するためには、現在地での改築に加え、別途、新たな調理場の設置が必要であり、多額の整備費用を要することから、適切な施設配置と整備費用抑制の観点から計画の見直しが必要。

(2) 施設の調理能力について

- 平成 26 年度に副食数を 2 献立から 3 献立に増やし、給食内容の充実を図ったことから、現在の調理能力は、以前より 5,000 食程度減少しており、各調理場では調理食数の大幅な増加等に対応する余裕がない。
- 大規模共同調理場である東部共同調理場では、2つの調理ラインを備え、小学校及び中学校の給食調理を担っているが、調理作業が複雑となり、負担が大きくなっている。

(3) 調理業務について

- 金沢市行政改革大綱に基づき、比較的規模の大きな東部・西部・北部共同調理場の調理業務を民間事業者へ委託。
- 金沢市中期人事計画（H27）では、調理職員を含む技能労務職員については、退職者不補充を基本とし、業務の民間委託化等を図ることとしており、安定的・継続的に学校給食を提供していくためには、引き続き、民間事業者との適切な役割分担等を検討していくことが必要。
- 調理場運営に係る経費については、引き続き、施設規模等に応じた効率的で適切な調理場運営のあり方を検討していくことが必要。

(4) 児童生徒数の減少と偏在化について

- 金沢市立小中学校の児童生徒数は、現計画策定時の平成 22 年度からの 9 年間で約 2,200 人減少。
- 児童生徒数の減少が進むなか、郊外の住宅地整備等により児童生徒数の偏在が生じており、学校における学習環境の向上を図る必要性があるため、本市では小中学校の統合と通学区の見直し等による学校規模適正化の取り組みを進めており、これらに対応するための学校給食施設の整備と配送校の見直しが必要。

4 今後の必要食数

- 今後の児童生徒数推計から、引き続き減少傾向。
- 区域毎の、必要食数推計を算出すると、「南部地区」及び「駅西・臨海地区」での必要食数割合は、今後もそれぞれ約 25%となり、両地区で全体の半数程度を占める状況が継続。

5 課題に対する基本的な考え方

- 既存の調理場は老朽化が進み、施設面積が小さいことから、改修等による調理能力の向上は難しいため、施設の衛生環境や作業環境の向上を図り、効果的な運営を行うためには、引き続き、共同調理場方式を基本とすることが必要。
- 人口動態や学校規模適正化による児童生徒数の増減にも適切に対応するためには、必要食数に対して余裕ある調理能力が必要であることから、中規模以上の共同調理場による給食提供が望ましい。
- 調理場から小中学校への配送時間が、概ね 20 分を超えないよう施設の配置を考慮することが必要。

6 新たな再整備計画について

(1) 基本方針

現計画の基本的な考え方や方向性を継承し、概ね15年以内の再整備を図る。

- ① 引き続き、共同調理場方式を基本とする。
- ② 児童生徒数の減少及び偏在化等に対応した施設配置とする。
- ③ 15年後を見据えて、改築等を要する施設、高度な衛生管理基準の整備等が難しい施設は、規模や老朽化等の状況などを踏まえ、給食停止を行わないような措置を講じた上で、他の調理場への統合集約化を図る。
- ④ 新たな共同調理場の設置にあたっては、食育の推進や衛生管理、調理作業環境の更なる向上を図ることとし、施設規模や運営、調理職員の状況などを踏まえ、効果的な施設整備に努める。また、必要に応じて、調理業務の委託化や調理場の設置等を含め幅広く民間事業者との適切な役割分担等を検討する。

(2) 具体的な方向性

① 共同調理場の新設と施設機能の統合集約化

- ・ 南部地区に位置する泉本町地内の県有地（約8,400㎡）を取得し、共同調理場の新設（新共調①）を図り、鞍月共同調理場の機能代替と単独調理場4施設の集約化を実施。
- ・ 今後の区域毎の必要食数推計や配送時間等を踏まえ、駅西・臨海地区に共同調理場を新設（新共調②）し、老朽化などの施設状況等を踏まえ、学校併設共同調理場の統合集約化を実施。
- ・ 上記2つの調理場の新設等にあたっては、必要に応じて配送校の見直しを行うとともに、新たな共同調理場では、食育の更なる推進の観点から、調理工程等の見学や学習活動等へ配慮した整備を行う。
- ・ 配送校化された学校には、衛生環境や作業環境を考慮し、必要な配膳室やワゴンプール等の整備を実施。

② 調理業務の在り方

- ・ 1調理場施設においては、小学校分又は中学校分の給食調理を行うことを基本とし、調理作業の簡素化と業務の負担軽減を図る。
- ・ 本市行政改革大綱や中期人事計画に則り、引き続き、施設規模や業務遂行の状況、調理職員の状況等、様々な状況の変化等を注視しつつ、必要に応じて調理業務の委託化等を行う。

③ 計画の見直し

- ・ 調理場を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 再整備の実施手順(予定)

最大15年間で、現行17施設を6施設に統合集約化

- ・ 新設共同調理場・・・・・・・・・・2施設(大規模共同調理場)
- ・ 新設共同調理場への集約化・・13施設(単独調理場4施設、鞍月共同調理場及び学校併設調理場8施設)

○第1段階(17施設→13施設)

- ・ 泉本町地内の県有地を取得し、新共調①(8,000食程度)を設置
- ・ 単独調理場4施設(富樫、三馬、伏見台、大徳)及び鞍月共同調理場の機能を新共調①に集約化

○第2段階(13施設→6施設)

- ・ 駅西・臨海地区に新共調②(11,000食程度)を設置
- ・ 順次、学校併設調理場8施設(森本、栗崎、扇台、西南部、米泉、泉野、緑、小立野)の機能を新共調②に集約化

*統合集約化の対象施設や時期は、概ねこの実施手順によることを基本とするが、今後の状況の変化等に応じて、適切に対応する。

*統合集約化の際には、必要に応じて配送校の見直しを実施する。

金沢市特別支援教育指針の改定について（経過報告）

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市特別支援教育指針の改定について(経過報告)

1 これまでの経過

- ・令和元年10月8日 第1回 指針検討委員会
現指針の説明、法改正の経緯や本市の現状報告
- ・令和2年2月27日 第2回 指針検討委員会
指針の具現化に向けた各事業の評価と課題の整理

2 取組や主な実績の点検・評価から見えてきた成果や課題

(1) 主な成果

- ・就学前段階からの「教育相談・就学相談」の着実な実施
- ・「教育プラザ此花」開館や「発達障害支援チーム」設置に伴い、教育相談の専門性向上
- ・合理的配慮の内容を含む「個別の教育支援計画」の連携ツールとしての活用機会充実
- ・「特別支援教育実践拠点校」での教材開発や指導方法の実践的研究や研究成果の発信

(2) 主な課題

- ・保護者自らが教育相談・就学相談をしやすい環境作り(相談機会の充実)
- ・就学前からの情報を生かした「個別の教育支援計画」等の作成(保育所等との連携)
- ・特別支援教育支援員の派遣時間数の不足
- ・特別支援教育サポートセンター(仮称)や幼児教育センター、児童相談所と学校との連携方法の在り方の検討

<特別支援教育指針検討委員会での主な意見>

- ・「医療、保健、福祉、労働等との連携強化」、「可能な限り共に学ぶことができるような配慮」、「社会の構成員としての基礎を作っていくこと」の3つについては不可欠な要素である。
- ・「支援する」観点だけではなく、周りが障害のある児童生徒をどう「受け入れていく」のかという逆の視点からの取組についても記述する必要がある。
- ・幼児期からの一貫した支援を行う上で「個別の教育支援計画」が果たす重要な役割や、新たに設置予定の「特別支援教育サポートセンター」「幼児教育センター」等が、市民へ分かりやすく発信すべきである。

3 今後の予定

- 令和2年度に2回指針検討委員会開催予定
- 関係団体からの意見聴取、パブリックコメント等も行った上で9月末を目途に指針改定予定

令和元年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

令和2年3月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和元年度 児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

1 対象 小学校4・5・6年生、中学校全学年、高等学校全学年

2 調査内容(実技に関する調査)

①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン
⑦50m走 ⑧立ち幅とび ⑨ボール投げ(小はソフトボール、中・高はハードボール使用)

※小…⑤持久走は対象外、中・高…⑤持久走ではなく⑥20mシャトルランを選択実施

3 結果の概要(上回った項目は○、下回った項目は▲)

(1) 令和元年度の「市平均」と「県平均」との比較 **別紙1**

(小学校)・「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」「50m走」で、県平均を上回る学年が増加した。

・「20mシャトルラン」「ボール投げ」を中心に、県平均を下回る学年が減少した。

(中学校)・「立ち幅とび」で、県平均を上回る学年が増加した。

・「上体起こし」「50m走」で、県平均を下回る学年が減少した。

(2) 同一世代における「市平均」と「県平均」との経年比較 **別紙2**

(小学校)・5・6年生では、小4時以降、県平均を上回る項目が増加してきた。

(中学校)・「長座体前屈」「反復横とび」「立ち幅とび」を中心に、その学年が得意とする項目が見られるとともに、課題とする項目も見られた。

※ t 検定(有意差検定)…平均値での比較だけでなく、分布状況を加味した比較

4 今後の指導の重点

(1) 体育・保健体育科における学習指導の充実

・全ての運動領域で、児童生徒が楽しく意欲的に運動に取り組めるよう、めあてを明確にして適切な運動に取り組ませるとともに、十分な運動量を確保するために、教材やタイムマネジメント等を工夫し、体力の向上を図ること。

・各校の課題を改善するために、調査結果を分析し、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動(「体力を高める運動」)等に計画的に取り組み、その効果等を検証すること。

・「握力」「ボール投げ」については、ほとんどの学年で県を下回っていることから、重点的に取り組むとともに、学年の発達段階に即した指導をさらに充実すること。

(2) 教育活動全体を通じた取組の充実

・小学校では、児童が楽しく継続して運動できるよう、休み時間等を有効に活用し、「体力アップ事業」や「チャレンジ賞」に積極的に取り組むこと。

・中学校では、球技大会や部活動における目標や内容を明確にし、体力や技能の向上を意識した活動の充実を図ること。

(3) その他

・各校及び中学校区で、課題解決や体力向上に向けたP D C Aサイクルの確立を図ること。

・中学校区で共通する課題を改善するために、「子どもの体力・運動能力向上推進事業」における小中一貫した取組について共通実践を行うこと。

・家庭や地域と連携しながら、規則正しい生活習慣及び運動習慣の定着を図ること。

<参考資料>

文部科学省 指導資料集 H25.2

文部科学省 学校体育実技指導資料第7集「体づくり運動」(改訂版)H24.7

金沢ベーシックカリキュラム 等

金沢市立工業高等学校の活動状況について
(令和元年10月～令和2年3月)

I 資格取得 (R2.3.5現在)

・技能検定機械加工 2級	2名
・技能検定建築大工 2級	5名
・J I S溶接技能者評価試験 半自動	6名
・土木施工管理技術検定 2級	9名
・建築施工管理技術検定 2級	6名
・危険物取扱者乙種1類	1名
・危険物取扱者乙種6類	1名
・電気工事士 第1種	15名
・電気工事士 第2種 (電気科2年生が2年連続全員合格)	42名
・工事担任者DD3種	6名
・工事担任者総合種	2名
・知的財産管理技能検定 3級	1名
・ITパスポート	3名
・世界遺産検定 3級	3名
・世界遺産検定 4級	4名
・秘書技能検定試験 2級	3名
・秘書技能検定試験 3級	4名
・実用数学技能検定 準2級	4名

※ジュニアマイスター顕彰制度 (全国工業高等学校長協会)
特別表彰 1名、ゴールド 10名、シルバー 19名

II 部活動

1. 文化部関係

- ・メカトロニクス部
ジャパンマイコンカーラリー2020 全国大会 3位 (1月 北九州市)
- ・和装部
全日本きもの装いコンテスト北陸北越大会 (10月 敦賀市)
学校対抗の部 優勝 (4月に東京で開かれる世界大会へ出場)

2. 運動部関係 ※新型コロナウイルス感染防止のため中止

- ・全国高等学校選抜大会
相撲 (3月 高知市)、バドミントン (3月 鹿児島市)、
ボウリング (3月 町田市)
- ・その他の大会
水球部
全日本ジュニア (U17) 水球競技選手権大会 (3月 柏崎市)
AASF アジア水球選手権 2020 水球女子日本代表選出 (浦 映月選手)

III その他活動

- (1) 学校説明会、部活動紹介 [10月22日(火) 本校]
- (2) 金工祭 [10月25日(金)～26日(土) 本校]
- (3) 第5回金沢マラソンのボランティア [10月27日(日) 教員、生徒約130名]
- (4) 吹奏楽部第53回定期演奏会 [12月7日(土) 金沢市文化ホール]
- (5) 第2回金沢建設業協会測量コンテスト受賞 [12月13日(金) 本校 表彰式]
- (6) 第7回金沢建設業協会デザインアワード受賞 [1月10日(金) 本校 表彰式]
- (7) 公開課題研究発表会 [1月25日(土) 本校 第一体育館、ひかりホール他]

「こども金沢市史」（改訂２版）の発刊について

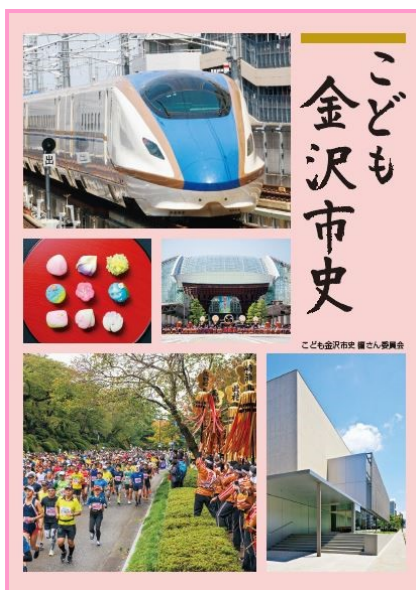
古代から現在までの金沢の歴史を優しく著した「こども金沢市史」（平成 14 年発行、平成 24 年改訂）に、現在の市政・情勢を反映させ、改訂 2 版として発刊する。

本書は子ども向けの歴史図書として、また平成 18 年より開始したジュニアかなざわ検定の参考図書としても活用されている。本書をとおして、子供たちが金沢の歴史や文化などについて学び、ふるさと金沢を知る意欲を引き出すとともに、将来金沢を発信できる人材の育成をねらう。

- 1 販売開始 令和 2 年 4 月上旬
- 2 販売価格 1,885 円（税込）
- 3 発行部数 5,500 部（うち販売部数 2,000 部）
- 4 配付先等 配 付：市立小中学校、市立図書館、地区公民館等

一般販売：金沢市市政情報コーナー、
金沢市内書店（金沢市図書納入協力会会員店）

- 5 改訂内容 新規ページ：『北陸新幹線の開業』『スポーツ文化のまち』
改訂ページ：『まとめ これからの金沢』
※その他、現在の情勢を反映して約 150 ページを加筆・修正



表紙



参考：新規ページ『スポーツ文化のまち』

資 料

報告第 6 号

新たな学校給食調理場再整備計画

令和2年2月

金沢市教育委員会

目 次

1. 背景と目的	1
2. 金沢市学校給食調理場再整備計画(H22)の実施状況	1
3. 学校給食調理場の状況と課題	3
(1) 調理場施設について	
(2) 施設の調理能力について	
(3) 調理業務について	
(4) 児童生徒数の減少と偏在化について	
4. 今後の必要食数	7
5. 課題に対する基本的な考え方	7
6. 新たな再整備計画	8
(1) 基本方針	
(2) 具体的な方向性	
(3) 再整備の実施手順(予定)	

1. 背景と目的

- 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる判断力や望ましい食習慣を養い、食育の推進を図る上で大変大切な役割を担っており、将来にわたり、適正に実施されることが強く求められています。
- このため、本市では、児童生徒数や施設の状況等を踏まえ、平成 22 年 10 月に金沢市学校給食調理場再整備計画を策定し、これまで可能なものから順次、計画に基づき再整備を実施してきており、現在、金沢市の全ての市立小中学校（小学校 53 校 1 分校、中学校 24 校 1 分校）の学校給食は、共同調理場 13 施設と単独校調理場（以下「単独調理場」という。）4 施設の合計 17 調理場によって提供されています。
- この計画策定から約 10 年が経過し、少子化等の影響による児童生徒数の減少が更に進行するとともに、まちなか地域の人口減少や住宅地整備等による郊外居住人口の増加など、地域による児童生徒数の偏在化が進み、まちなかでの小学校の統合や郊外地域での小学校の新設等、具体的な対応が必要な状況に直面するなど、大きく状況が変化してきています。また、高齢化が進む中、多様な働く機会を求める社会的なニーズの高まり等により、今後各調理場でも人手不足が予想され、ベテラン調理員のもつノウハウの継承が難しくなりつつあります。
- こうした現在の学校給食を巡る様々な諸課題の解決を図り、今後とも安全でおいしい本市の学校給食を、安定的・継続的に提供していくために、平成 22 年度策定の再整備計画で示された方向性や基本的な考え方は継承しつつ、新たな学校給食調理場再整備計画を策定することとしました。

2. 金沢市学校給食調理場再整備計画（H22）の実施状況

- 平成 22 年度に策定した金沢市学校給食調理場再整備計画（以下「現計画」という。）に基づき、平成 24 年度には、小学校の改築に併せ小立野共同調理場の改築を実施しました。また、平成 25 年度には、戸板小学校に併設されていた単独調理場を廃止し、共同調理場への統合集約化を実施しています。
- 一方、老朽化が懸念される鞍月共同調理場の改築や単独調理場及び小規模共同調理場の統合集約化については、前提となる共同調理場の新設に向けた適地の選定に時間を要していたことから実施されていません。

学校給食調理場再整備計画（平成 22 年度）の概要

1. 再整備の目的

- ① 共同調理場開設後、昭和 47 年から 35 年以上経過し、一部の施設・設備が老朽化していること
- ② 調理場の衛生管理の水準をさらに高める必要があること
- ③ 児童生徒数が減少してきていること

以上の各点を踏まえ、調理場の再整備にあたっての基本的な考え方及び当面の再整備の概要を定める。

2. 基本的な考え方

- ① 引き続き、共同調理場方式を基本とする
- ② 改築等を要する施設は、出来るだけ統廃合で対応する
- ③ 現在地で改築する場合でも、給食を停止しない
- ④ 児童生徒数の偏在化に対応した施設配置とする

3. 再整備計画

現行 18 施設 → 12 施設に統廃合

廃止・・・7 施設（小規模共調 2，単独校 5）

改築・・・2 施設（小立野、鞍月共調）

新設・・・1 施設（大規模共調）

【整備手順】

- ① 小立野共調は小学校校舎の改築に併せて改築
- ② 戸板小調理場は小学校の移転改築に併せて廃止、統合
- ③ 鞍月共調は現位置での改築を行うが、近隣共調での代替え調理が難しいことから、まず、大規模共調を新設し、鞍月共調の代替調理及び 1 単独調理場の統廃合を実施
- ④ ③の後、鞍月共調を現位置で改築
- ⑤ 改築後の鞍月共調の稼働後、3 単独校調理場及び栗崎・米泉共調を順次廃止し、新設共調に統合
- ⑥ その他の既設共調は、適時必要な改修等を行い施設の延命化を検討

3. 学校給食調理場の状況と課題

(1) 調理場施設について

共同調理場（13施設）

令和元年5月現在

規模	名称	施設形態	開設年	施設面積 (延床) m ²	調理能力 ^{※1} (食)	調理食数 ^{※2} (食)
小規模	米泉共同調理場	学校併設	昭和58年	273	800程度	721
	栗崎共同調理場	学校併設	昭和47年	319	900程度	774
	森本共同調理場	学校併設	昭和47年	414	1,200程度	1,059
	扇台共同調理場	学校併設	昭和53年	381	1,500程度	1,399
	小立野共同調理場	学校併設	昭和48年 平成24年改築	853	1,800程度	1,587
中規模	泉野共同調理場	学校併設	昭和59年	555	2,400程度	2,237
	緑共同調理場	学校併設	昭和62年	654	2,500程度	2,411
	西南部共同調理場	学校併設	昭和58年	580	2,800程度	2,593
	中央共同調理場	単独	平成2年	1,069	3,300程度	2,976
	鞍月共同調理場	単独	昭和54年	930	3,800程度	3,282
	西部共同調理場	単独	平成11年	2,546	4,600程度	4,357
	北部共同調理場	単独	平成15年	2,802	4,800程度	4,801
大規模	東部共同調理場	単独	平成19年	3,275	5,800程度	5,869
計					36,200程度	34,066

.....は施設の耐用年数31年超、はドライシステムに対応、は調理業務を委託している調理場

(※1) 釜の容量等、現在の施設設備の仕様で標準的に調理できる能力

(※2) 令和元年5月1日現在の調理食数

単独調理場（4施設）

令和元年5月現在

名称	開設年	施設面積 (延床) m ²	調理能力(食)	調理食数(食)
寛樫小学校調理場	昭和44年	149	540程度	439
三馬小学校調理場	昭和45年	172	680程度	704
伏見台小学校調理場	昭和49年	288	680程度	723
太徳小学校調理場	昭和50年	197	940程度	848
計			2,840程度	2,714

_____は施設の耐用年数31年超となっている調理場

- 令和元年度末時点で、共同調理場、単独調理場、計17施設のうち12施設（約70%）が建築後31年以上経過し、そのうち7施設（約41%）は、41年以上経過するなど、施設の耐用年数（31年）を超え老朽化が進行しています。
- 学校併設の共同調理場や単独調理場では、敷地面積に限りがあり、調理作業に必要なスペースも十分ではないことから、今後求められる高度な衛生管理基準を備えた施設整備や、調理員等の作業環境向上を図っていくことが困難と考えられます。
- 衛生管理上望ましいドライシステム^{*3}は5共同調理場で整備されていますが、他の調理場では、調理作業においてドライ運用等^{*4}を行うことにより衛生基準を確保しています。今後の施設整備にあたっては、より高度な衛生管理基準の下での給食調理を図っていく必要があります。
- 未耐震施設である鞍月共同調理場は、現計画においては、改築することとしていますが、求められる衛生管理水準を満たす整備を行い、必要となる調理食数を確保するためには、現在地での改築に加え、別途、新たな調理場の設置が必要であり、多額の整備費用を要することから、適切な施設配置と整備費用抑制の観点から計画の見直しが必要です。

【施設整備における衛生管理基準のポイント】

- 食材の移動、人の移動がワンウェイであること。（交差汚染しないこと。）
- 汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な分離を図ること。
- 食材ごとに適切な温度管理ができること。
- 調理後2時間以内に喫食できること。
- ドライシステムに対応した施設とすること。（微生物の増殖を助長するような環境にしないこと。）

(※3) 調理室の床面を水で濡らさずに常に乾いた状態で調理や洗浄作業を行うことができる
仕組みの給食施設

(※4) 移動式シンクに野菜裁断機を入れるなど調理機器を改善することで、床面に水や食品
が落下することなく調理及び洗浄作業を行うこと

(2) 施設の調理能力について

○平成 22 年度では、調理場全体で約 44,000 食程度の調理能力を有していましたが、平成 26 年度に副食数を 2 献立から 3 献立に増やし、給食内容の充実を図ったことから、現在の調理能力は、以前より 5,000 食程度減少しており、各調理場では調理食数の大幅な増加等に対応する余裕はありません。

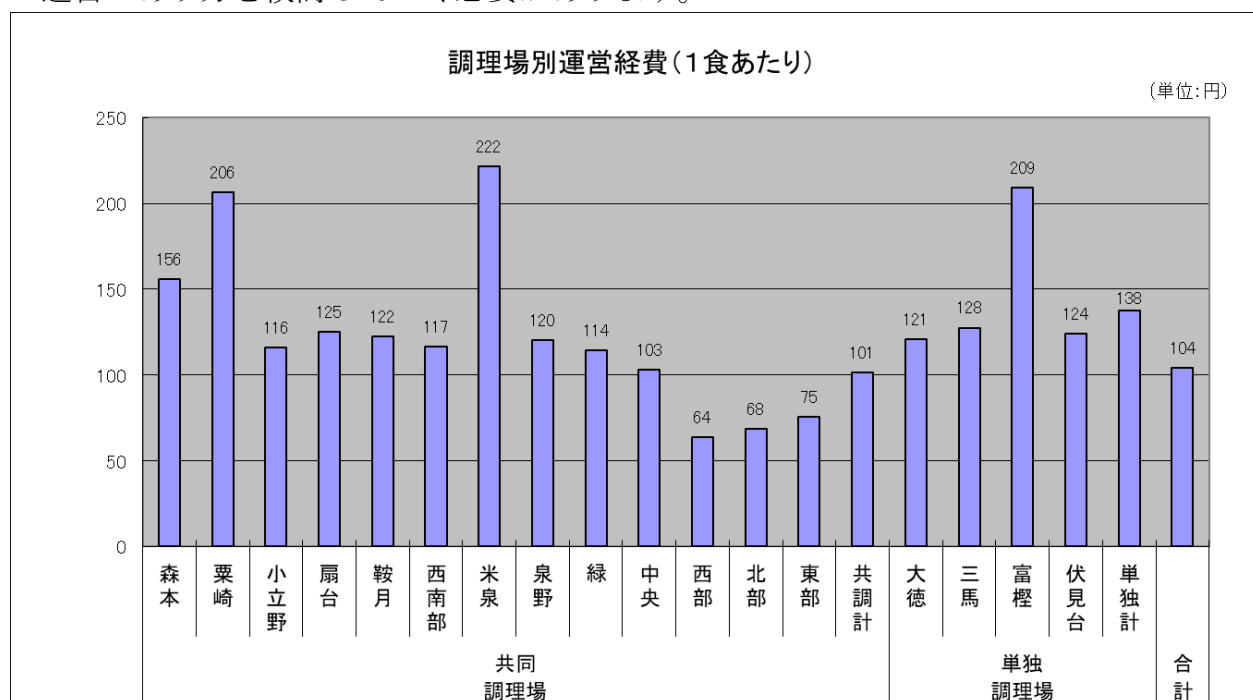
○小学校と中学校の給食は献立内容が異なるため、各調理場は、それぞれの調理能力等に応じて、小学校又は中学校の給食調理を行っています。一方、大規模共同調理場である東部共同調理場では、2つの調理ラインを備え、小学校及び中学校の給食調理を担っていますが、調理作業が複雑となり、調理職員の負担が大きくなっています。

(3) 調理業務について

○施設の調理業務は、金沢市行政改革大綱に基づき、現在は比較的規模の大きな東部・西部・北部共同調理場の調理業務を民間事業者へ委託しています。

○平成 27 年度に策定された金沢市中期人事計画では、調理職員を含む技能労務職員については、退職者不補充を基本とし、業務の民間委託化等を図ることとしており、安定的・継続的に学校給食を提供していくためには、引き続き、民間事業者との適切な役割分担等を検討していく必要があります。

○調理場運営に係る 1 食あたりの経費は、単独調理場は共同調理場の約 1.4 倍となっており、共同調理場のなかでも、規模によって最大 3.5 倍の開きが生じています。引き続き、経費の削減に努めていくとともに、施設規模等に応じた効率的で適切な調理場運営のあり方を検討していく必要があります。



(4) 児童生徒数の減少と偏在化について

○金沢市立小中学校の児童生徒数は、小学校は昭和 57 年、中学校は昭和 61 年頃をピークに減少傾向に転じており、現計画策定時の平成 22 年度からの 9 年間で約 2,200 人減少しています。

	昭和 58 年度	平成 22 年度	令和元年度
小学校	41,639 人	24,841 人	23,292 人
中学校	18,334 人	11,638 人	10,994 人
計	59,973 人	36,479 人	34,286 人

○児童生徒数の減少が進むなか、郊外の住宅地整備等により児童生徒数の偏在が生じており、学校における学習環境の向上を図る必要性があるため、本市では小中学校の統合と通学区域の見直し等による学校規模適正化の取り組みを進めており、これらに合わせた学校給食施設の整備と配送校の見直しが必要となっています。

<小学校の規模適正化（小学校の統合）>

- ・野町小学校 …… 平成 26 年 4 月 弥生小学校と統合し、泉小学校が開校
- ・俵小学校 …… 平成 26 年 4 月 田上小学校に統合
- ・朝日小学校 …… 平成 27 年 4 月 不動寺小学校に統合
- ・材木町小学校、味噌蔵町小学校 …… 平成 28 年 4 月 両校が統合し、兼六小学校が開校
- ・新竪町小学校、菊川町小学校 …… 平成 31 年 4 月 両校が統合し、犀桜小学校が開校
- ・犀川小学校、東浅川小学校 …… 平成 31 年 4 月 両校が統合し、犀川小学校が開校

<大規模校の解消>

- ・田上校下における小学校の新設及び通学区域の見直し（令和 5 年 4 月開校予定）

<中学校の規模適正化>

- ・小将町中学校の中央地区への移設と通学区域の見直し（予定）

4. 今後の必要食数

(必要食数の推計)

○金沢市集約都市形成計画(H27)の考え方を下に、将来の児童生徒数から必要食数を算出した結果、今後も引き続き、減少傾向となる見込みです。

	R1 年度	R2 年度	R7 年度	R12 年度	R17 年度
必要食数	36,780	36,856	36,450	34,567	32,971

(区域別必要食数の推計)

○一方、これらの推計を下に、区域毎の必要食数推計を算出した結果、「南部地区」及び「駅西・臨海地区」での必要食数割合は、今後もそれぞれ約25%となり、両地区で全体の半数程度を占める状況が継続する見込みです。

区域 ^{※5}	小学校	R1 年度	R2 年度	R7 年度	R12 年度	R17 年度
中 央	犀桜、中央、芳齋分校、明成	5%	5%	6%	6%	6%
東 部	田上、杜の里、犀川、南小立野など計7校	14%	14%	15%	16%	16%
南 部	泉、泉野、扇台、四十万など計13校	25%	25%	23%	24%	24%
北 部	小坂、千坂、花園、森本など計11校	14%	14%	13%	14%	14%
駅西・臨海	鞍月、諸江町、大徳、金石町など計12校	26%	26%	27%	25%	25%
西 部	新神田、西南部、緑、安原など計7校	16%	16%	16%	15%	15%

(※5) 金沢市子ども・子育て支援事業計画(H27)にある教育・保育提供区域を参照

5. 課題に対する基本的な考え方

○既存の調理場は老朽化が進み、施設面積が小さいことから、改修等による調理能力の向上は難しいため、施設の衛生環境や作業環境の向上を図り、効果的な運営を行うためには、引き続き、共同調理場方式を基本とすることが必要。

○人口動態や学校規模適正化による児童生徒数の増減にも適切に対応するためには、必要食数に対して余裕ある調理能力が必要であることから、中規模以上の共同調理場による給食提供が望ましい。

○調理場から小中学校への配送時間が、概ね20分を超えないよう施設の配置を考慮することが必要。

6. 新たな再整備計画

(1) 基本方針

- 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資することや、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的としており、そのために将来にわたり安全安心な給食を提供していく必要があります。
- 今後の学校給食調理場の再整備にあたり、こうした学校給食の基本的な考え方やそれに基づく安定した給食の提供体制確保に向け、現計画の基本的な考え方や方向性を継承しつつ、概ね15年以内での再整備を目指し、以下の4点を基本方針とします。

- 1 引き続き、共同調理場方式を基本とする。
- 2 児童生徒数の減少及び偏在化等に対応した施設配置とする。
- 3 15年後を見据えて、改築等を要する施設、高度な衛生管理基準の整備等が難しい施設は、規模や老朽化等の状況などを踏まえ、給食停止を行わないような措置を講じた上で、他の調理場への統合集約化を図る。
- 4 新たな共同調理場の設置にあたっては、食育の推進や衛生管理、調理作業環境の更なる向上を図ることとし、施設規模や運営、調理職員の状況等を踏まえ、効果的な施設整備に努める。また、必要に応じて、調理業務の委託化や調理場の設置等を含め幅広く民間事業者との適切な役割分担等を検討する。

(2) 具体的な方向性

① 共同調理場の新設と施設機能の統合集約化

- ・ 南部地区に位置する泉本町地内の県有地（約 8,400 m²）を取得し、共同調理場を新設（新共調①）し、鞍月共同調理場の機能代替と単独調理場 4 施設の集約化の実施を図る。
- ・ 今後の区域毎の必要食数推計や配送時間等を踏まえ、駅西・臨海地区に共同調理場を新設（新共調②）し、老朽化などの施設状況等を踏まえ、学校併設共同調理場の統合集約化を実施する。
- ・ 上記 2 つの調理場の新設等にあたっては、必要に応じて既存の共同調理場を含めた配送校の見直しを行うとともに、新たな共同調理場では、食育の更なる推進の観点から、調理工程等の見学や学習活動等へ配慮した整備を行う。
- ・ 配送校化された学校には、衛生環境や作業環境を考慮し、必要な配膳室やワゴンプール等を整備する。

② 調理業務の在り方

- ・ 各調理場においては、給食調理を小学校もしくは中学校のみとすることを基本とし、調理作業の簡素化と業務の負担軽減を図る。
- ・ 本市行政改革大綱や中期人事計画に則り、引き続き、施設規模や業務遂行の状況、調理職員の状況等、様々な状況の変化等を注視しつつ、必要に応じて調理業務の委託化等を行う。

③ 計画の見直し

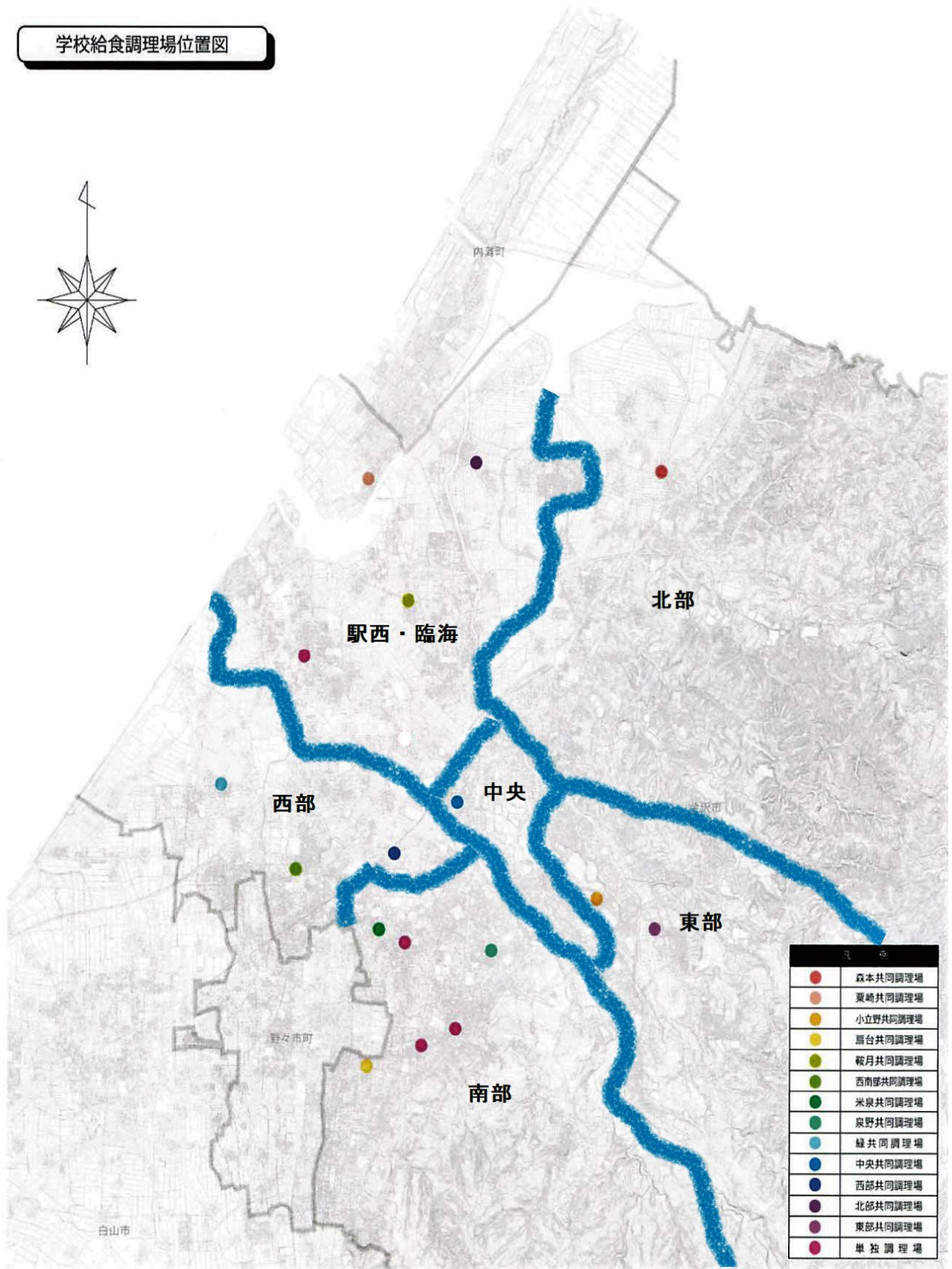
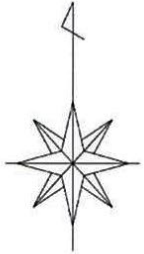
- ・ 調理場を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3)再整備の実施手順(予定)

	内 容	施設数
第1段階	<ul style="list-style-type: none">・調理能力約8,000食程度の「新共調①」を新設・鞍月共同調理場の機能を「新共調①」にて代替するとともに、単独調理場4施設(富樫、三馬、伏見台、大徳)を集約化する。併せて既存共同調理場の配送校の見直し等を実施	17施設→13施設
第2段階	<ul style="list-style-type: none">・調理能力約11,000食程度の「新共調②」を新設・学校併設の調理場8施設(森本、栗崎、扇台、西南部、米泉、泉野、緑、小立野)について、可能なものから順次、集約化を図る。併せて既存共同調理場の配送校の見直し等を実施	13施設→6施設

*統合集約化の対象施設や時期は、概ねこの実施手順によることを基本とするが、今後の状況の変化等に応じて、適切に対応する。

学校給食調理場位置図



資料

資料 1 共同調理場と配送校の状況

資料 2 調理能力（食）算出一覧表

資料 3 児童生徒・教職員推計集計表

1. 共同調理場と配送校の状況

令和元年5月現在

共調名	調理能力 (食)	調理食数 (食)	配送校数		配送校名
			小	中	
森本	1,200	1,059	5	(1)	森本小、花園小、不動寺小、三谷小、 医王山小・(中)
栗崎	900	774	2		栗崎小、浅野川小
小立野	1,800	1,587	4	(1)	小立野小、犀桜小、南小立野小、 湯涌小・(芝原中)
扇台	1,500	1,399	3		扇台小、額小、四十万小
鞍月	3,800	3,282	6		鞍月小、長田町小、諸江町小、千坂小、 大浦小、西小
西南部	2,800	2,593	4		西南部小、米丸小、押野小、三和小
米泉	800	721	2		米泉小、中村町小
泉野	2,400	2,237	5	(1)	泉野小、泉小、十一屋小、長坂台小、 内川小・(中)
緑	2,500	2,411	5		緑小、木曳野小、金石町小、安原小、 大野町小
中央	3,300	2,976	8		中央小、芳齋分校、明成小、馬場小、 森山町小、浅野町小、戸板小、新神田小
西部	4,600	4,357		7	高岡中、泉中、清泉中、高尾台中、 西南部中、緑中、額中
北部	4,800	4,801		8	浅野川中、鳴和中、北鳴中、長田中、港中、 金石中、大徳中、森本中
東部	5,800	5,869	6	6	田上小、兼六小、小坂小、夕日寺小、 犀川小、杜の里小 兼六中、野田中、城南中、紫錦台中、 小将町中、犀生中
計	36,200	34,066	50	24	() は併設校

2. 調理能力（食）算出一覧表

令和元年5月現在

調理場名		釜の 許容食数	コンテナの 許容食数	許容食数
				釜とコンテナの 最小値を十の位で 四捨五入
1	森 本	1,170	1,350	1,200
2	粟 崎	1,290	940	900
3	小立野	1,880	1,810	1,800
4	扇 台	1,770	1,490	1,500
5	鞍 月	4,180	3,780	3,800
6	西南部	2,900	2,790	2,800
7	米 泉	810	930	800
8	泉 野	2,710	2,410	2,400
9	緑	3,050	2,470	2,500
10	中 央	3,300	3,600	3,300
11	西 部	4,600	5,040	4,600
12	北 部	4,800	5,220	4,800
13	東部(小)	3,090	6,480	5,800
14	東部(中)	2,720		
15	大徳小	940		
16	三馬小	680		
17	富樫小	540		
18	伏見台小	680		680
合計		41,110食	38,310食	39,040食

3. 児童生徒・教職員推計集計表

調理場名	調理能力	配送校名	令和元年食数	令和2年食数	令和7年食数	令和12年食数	令和17年食数
金沢市学校給食 森本共同調理場 南森本町1151-2	1,200	森本小学校	636	621	543	528	509
		医王山小学校	43	51	62	66	62
		花園小学校	158	154	142	140	128
		不動寺小学校	131	127	142	151	145
		三谷小学校	40	29	52	52	48
		医王山中学校	41	36	18	26	26
		調理場	10	10	9	9	8
合計			1,059	1,028	967	970	926
金沢市学校給食 粟崎共同調理場 粟崎町を1	900	粟崎小学校	404	383	386	386	367
		浅野川小学校	362	391	377	346	340
		調理場	8	8	7	7	7
合計			774	782	770	739	714
金沢市学校給食 小立野共同調理場 小立野4-7-7	1,800	小立野小学校	557	571	579	583	572
		犀桜小学校	367	353	399	400	367
		南小立野小学校	599	635	564	518	501
		湯涌小学校	28	30	36	40	35
		芝原中学校	23	28	15	18	18
		調理場	13	13	15	15	14
合計			1,587	1,630	1,608	1,574	1,507
金沢市学校給食 扇台共同調理場 馬替1-34	1,500	扇台小学校	413	382	397	387	368
		額小学校	437	439	412	401	383
		四十万小学校	539	520	469	430	416
		調理場	10	10	12	11	11
合計			1,399	1,351	1,290	1,230	1,178
金沢市学校給食 鞍月共同調理場 南新保町口127-3	3,800	鞍月小学校	798	799	926	806	754
		長田町小学校	312	297	308	268	256
		諸江町小学校	716	717	688	635	617
		千坂小学校	637	617	564	536	524
		大浦小学校	443	451	404	398	378
		西小学校	355	347	306	268	269
		調理場	21	21	24	25	23
合計			3,282	3,249	3,221	2,935	2,821
金沢市学校給食 西南部共同調理場 八日市出町304	2,800	西南部小学校	697	683	608	567	546
		米丸小学校	829	866	895	787	731
		押野小学校	488	488	450	448	428
		三和小学校	562	550	504	469	454
		調理場	17	17	21	19	18
合計			2,593	2,604	2,478	2,290	2,177
金沢市学校給食 米泉共同調理場 米泉町4-133-2	800	米泉小学校	392	416	355	324	317
		中村町小学校	322	332	351	331	311
		調理場	7	7	7	6	6
合計			721	755	713	661	634
金沢市学校給食 泉野共同調理場 緑が丘4-64	2,400	泉野小学校	610	612	501	494	487
		泉小学校	691	695	615	588	551
		十一屋小学校	377	374	332	320	309
		長坂台小学校	448	477	386	350	343
		内川小学校	47	47	52	46	46
		内川中学校	44	50	25	23	22
調理場	20	20	18	17	16		
合計			2,237	2,275	1,927	1,839	1,776

調理場名	調理能力	配送校名	令和元年 食数	令和2年 食数	令和7年 食数	令和12年 食数	令和17年 食数
金沢市学校給食 緑共同調理場 みどり1-166	2,500	緑小学校	678	672	594	545	529
		木曳野小学校	845	842	828	748	728
		金石町小学校	310	308	301	302	287
		安原小学校	397	376	340	308	295
		大野町小学校	164	162	135	127	122
		調理場	17	17	19	19	18
合計			2,411	2,377	2,216	2,049	1,979
金沢市学校給食 中央共同調理場 長町3-3-3	3,300	中央小学校	561	542	597	572	532
		中央小学校 芳齋分校	79	76	77	77	77
		明成小学校	300	285	292	270	256
		馬場小学校	116	108	131	134	124
		森山町小学校	320	314	322	315	303
		浅野町小学校	312	311	301	276	268
		戸板小学校	892	894	762	614	610
		新神田小学校	375	378	354	335	317
調理場	21	21	24	22	21		
合計			2,976	2,929	2,860	2,615	2,507
金沢市学校給食 西部共同調理場 糸田新町1-1	4,600	高岡中学校	726	749	779	763	703
		泉中学校	426	441	492	487	461
		清泉中学校	548	560	541	515	489
		高尾台中学校	612	605	621	612	593
		西南部中学校	866	885	854	801	765
		緑中学校	577	565	541	479	447
		額中学校	581	616	618	585	558
		調理場	21	21	29	32	30
合計			4,357	4,442	4,475	4,274	4,046
金沢市学校給食 北部共同調理場 大浦町750	4,800	浅野川中学校	852	817	787	741	703
		鳴和中学校	488	512	504	489	473
		北鳴中学校	596	625	637	573	535
		長田中学校	624	665	738	620	546
		港中学校	626	636	640	622	576
		金石中学校	459	483	508	482	457
		大徳中学校	632	585	660	633	586
		森本中学校	494	499	468	452	439
調理場	30	30	33	30	28		
合計			4,801	4,852	4,974	4,642	4,343
金沢市学校給食 東部共同調理場 田上の里2-5	3,090	田上小学校	949	939	1,147	1,070	1,002
		兼六小学校	461	461	473	470	445
		小坂小学校	756	751	664	583	564
		夕日寺小学校	298	291	261	268	255
		犀川小学校	276	272	263	269	262
		杜の里小学校	531	506	583	624	598
		小計	3,271	3,220	3,390	3,283	3,126
	2,720	兼六中学校	768	822	1,021	1,097	1,062
		野田中学校	663	666	651	600	580
		城南中学校	302	316	364	364	347
		紫錦台中学校	444	446	433	431	423
		小将町中学校	258	259	239	240	226
		犀生中学校	119	114	137	143	144
	調理場	44	44	41	40	39	
小計	2,598	2,667	2,885	2,915	2,821		
合計			5,869	5,887	6,275	6,198	5,947

調理場名	調理能力	配送校名	令和元年食数	令和2年食数	令和7年食数	令和12年食数	令和17年食数
単独校調理場	-	大徳小学校	848	860	947	881	807
		三馬小学校	704	659	650	621	600
		富樫小学校	439	432	415	413	395
		伏見台小学校	723	744	663	637	615
合計			2,714	2,695	2,674	2,552	2,416
総合計			36,780	36,856	36,450	34,567	32,971

※児童生徒推計値は、金沢市集約都市形成計画（H27）を基に算出

※教職員推計は、上記の児童生徒推計値に、令和元年5月1日現在の各学校における児童生徒数と教職員の比率を基に掛率（次頁「教職員数算出掛率表」参考）を乗じて算出

(教職員算出掛率表)

■令和元年度一児童生徒数別教職員数の割合より掛率算出

① 児童生徒数100人未満

番号	学校名	令和元年		掛率
		児童生徒数	教職員数	
1	芝原中	14	9	1.64
2	湯涌	24	4	1.17
3	医王山中	29	12	1.41
4	内川中	31	13	1.42
5	三谷	32	8	1.25
6	医王山小	37	6	1.16
7	内川小	40	7	1.18
8	芳斉分校	60	19	1.32
平均				1.29

② 児童生徒数100人以上250人未満

番号	学校名	令和元年		掛率
		児童生徒数	教職員数	
9	馬場	104	12	1.12
10	厚生中	108	11	1.10
11	不動寺	117	14	1.12
12	花園	146	12	1.08
13	大野町	151	13	1.09
14	小椋町中	230	28	1.12
平均				1.11

③ 児童生徒数250人以上500人未満

番号	学校名	令和元年		掛率
		児童生徒数	教職員数	
15	犀川	257	19	1.07
16	明成	275	25	1.09
17	夕日寺	277	21	1.08
18	城南中	279	23	1.08
19	浅野町	288	24	1.08
20	金石町	289	21	1.07
21	長田町	291	21	1.07
22	中村町	296	26	1.09
23	森山町	298	22	1.07
24	西	333	22	1.07
25	浅野川	340	22	1.06
26	厚樫	342	25	1.07
27	十一屋	350	27	1.08
28	新神田	352	23	1.07
29	米泉	369	23	1.06
30	安原	372	25	1.07
31	栗崎	380	24	1.06
32	扇台	382	31	1.08
33	泉中	397	29	1.07
34	額小	409	28	1.07
35	富樫小	411	28	1.07
36	紫錦台中	416	28	1.07
37	大浦	418	25	1.06
38	長坂台	423	25	1.06
39	金石中	429	30	1.07
40	兼六小	432	29	1.07
41	鳴和中	457	31	1.07
42	押野	461	27	1.06
43	森本中	463	31	1.07
44	社の里	499	32	1.06
平均				1.07

④ 児童生徒数500人以上

番号	学校名	令和元年		掛率
		児童生徒数	教職員数	
45	四十万	509	30	1.06
46	清泉中	513	35	1.07
47	小立野	524	33	1.06
48	中央	529	32	1.06
49	三和	530	32	1.06
50	緑中	541	36	1.07
51	額中	549	32	1.06
52	北鳴中	558	38	1.07
53	南小立野	570	29	1.05
54	高尾台中	573	39	1.07
55	泉野	578	32	1.06
56	港中	587	39	1.07
57	長田中	587	37	1.06
58	大徳中	592	40	1.07
59	千坂	602	35	1.06
60	森本小	602	34	1.06
61	野田中	620	43	1.07
62	緑小	642	36	1.06
63	泉小	652	39	1.06
64	西南部小	658	39	1.06
65	三馬小	664	40	1.06
66	鎌江町	677	39	1.06
67	高岡中	681	45	1.07
68	伏見台小	681	42	1.06
69	小坂	717	39	1.05
70	兼六中	722	46	1.06
71	鞍月	755	43	1.06
72	米丸	788	41	1.05
73	大徳小	800	48	1.06
74	浅野川中	801	51	1.06
75	木更野	804	41	1.05
76	西南部中	816	50	1.06
77	戸板小	846	46	1.05
78	田上	903	46	1.05
平均				1.06

資	料
報告第	8号

令和元年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

本市の児童生徒の体力・運動能力調査結果について

1 令和元年度の「市平均」と「県平均」との比較

※t検定による比較
(危険率5%)

- ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン
⑦50m走 ⑧立ち幅とび ⑨ボール投げ(小はソフトボール、中はハンドボールを使用)

※小…⑤持久走は対象外、中…⑤持久走ではなく⑥20mシャトルランを選択実施

【小学校】

【○…県平均上回る 無記入…有意差なし ▲…県平均下回る】

<平成30年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
小4男子									▲	0
小5男子							○		▲	1
小6男子			○	○					▲	2
小4女子		▲		▲		▲	▲	▲		0
小5女子				○				▲		1
小6女子			○			▲			▲	1
○合計数	0	0	2	2		0	1	0	0	5



<令和元年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
小4男子	▲						○			1
小5男子		○	○	○			○			4
小6男子		○	○	○						3
小4女子	▲							▲	▲	0
小5女子			○	○			○			3
小6女子			○	○					▲	2
○合計数	0	2	4	4		0	3	0	0	13

【中学校】

【○…県平均上回る 無記入…有意差なし ▲…県平均下回る】

<平成30年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
中1男子	▲									0
中2男子	▲		○	○					▲	2
中3男子	▲		○			▲			▲	1
中1女子	▲	▲					▲		▲	0
中2女子			○	○		○		○	▲	4
中3女子			○	○				○		3
○合計数	0	0	4	3		1	0	2	0	10



<令和元年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
中1男子	▲								▲	0
中2男子	▲								▲	0
中3男子	▲		○			▲		○	▲	2
中1女子	▲								▲	0
中2女子	▲							○	▲	1
中3女子			○	○				○	▲	3
○合計数	0	0	2	1		0	0	3	0	6

本市の児童生徒の体力・運動能力調査結果について

2 同一世代における「市平均」と「県平均」との経年比較

※t検定による比較（危険率5%）

※平成27年度以前については、「t検定」とは違う比較方法のため記載なし

【○…県平均上回る 無記入…有意差なし ▲…県平均下回る】

<小4男子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
R 1	▲				/		○			1

<小4女子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
R 1	▲				/			▲	▲	0

<小5男子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H 3 0					/				▲	0
R 1		○	○	○	/		○			4

<小5女子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H 3 0		▲		▲	/	▲	▲	▲		0
R 1			○	○	/		○			3

<小6男子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H 2 9	▲			▲	/					0
H 3 0					/		○		▲	1
R 1		○	○	○	/					3

<小6女子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H 2 9	▲	▲			/			▲	▲	0
H 3 0				○	/			▲		1
R 1			○	○	/				▲	2

<中1男子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H28						▲	▲		▲	0
H29			○						▲	1
H30			○	○					▲	2
R1	▲								▲	0

<中1女子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H28		▲		▲		▲	▲	▲	▲	0
H29		▲				▲			▲	0
H30			○			▲			▲	1
R1	▲								▲	0

<中2男子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H28										0
H29										0
H30	▲									0
R1	▲								▲	0

<中2女子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H28			○						▲	1
H29			○			▲			▲	1
H30	▲	▲					▲		▲	0
R1	▲							○	▲	1

<中3男子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H28			○	○				○	▲	3
H29	▲		○	○			▲		▲	2
H30	▲		○	○					▲	2
R1	▲		○			▲		○	▲	2

<中3女子>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立ち幅	⑨ボール投	○合計数
H28			○						▲	1
H29									▲	0
H30			○	○		○		○	▲	4
R1			○	○				○	▲	3